

監査公表 第 9 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年11月30日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 人権・同和対策室

実施期日 令和5年8月14日

(2) 人権・同和教育課

実施期日 令和5年8月14日

(3) 市民課

実施期日 令和5年8月17日

(4) 総務広報課

実施期日 令和5年9月26日

(5) 高齢者支援課

実施期日 令和5年10月11日、12日

(6) 地域包括支援センター

実施期日 令和5年10月11日、12日

(7) 都市対策課

実施期日 令和5年10月18日、19日

(8) こども家庭サポートセンター

実施期日 令和5年10月20日

(9) 児童・保育課

実施期日 令和5年10月23日

(10) 学校教育課

実施期日 令和5年11月2日、6日

(11) 水路課

実施期日 令和5年11月8日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和4年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【人権・同和対策室】

1 公金の収納について

補助金の返還について、概算払いをしていた額より補助金対象経費の決算額が少なかったため、補助金返還命令書により返還されている。納入義務者は納入通知書により指定金融機関等へ納入すべきであるが、出納整理期間内に収納できないため、職員が私印を押印した預かり証により徴収し、納入義務者に代わって納入している。

しかしながら、この取り扱いは、筑後市金銭会計規則に規定されておらず、不適切な公金収納事務となっている。

【総務広報課】

1 契約事務について

選挙事務機器のリース契約について、市は機器の売主を選定し、市が選定した機器売主からリース業者が機器を買い受けて市へリースを行う内容で、リース事業者との二者間契約が締結されている。

しかしながら、機器の売主を選定する手続きが行われておらず、また、契約当事者の役割及び責任を明確化するため、市、リース事業者、売主による三者契約とする必要がある。

【都市対策課】

1 契約事務について

公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽清掃業務を業者決定するため4者に対し見積書提出の依頼が行われている。浄化槽清掃業者は、浄化槽法第35条により清掃業を行う区域の市町村長の許可が必要とされており、3者は筑後市の許可を受けていたが、1者は許可を受けていなかった。